

目的・基本理念（第1条・第3条）

- 自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進
 - ①環境への負荷の低減
 - ②災害時の交通機能の維持
 - ③道民の健康の増進
 - ④自転車利用者及び歩行者の安全確保
 - ⑤サイクルツーリズムの振興

基本的施策（第10条～第15条）

- | | |
|---------------|---------------|
| ◆体制の整備 | ◆自転車交通安全教育の推進 |
| ◆普及啓発等 | ◆自転車専用道路等の整備 |
| ◆サイクルツーリズムの推進 | ◆財政上の措置 |

責務・役割等

道（第4条）

- 総合的な施策の策定・実施
- 市町村への助言等
- 国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携

自転車利用者（第5条）

- 関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備
- 乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着
- 自然環境の保全への配慮
- 冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等
- 自転車損害賠償保険等への加入（第16条第1項）

自動車等運転者（第6条）

- 自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮
- 自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行

道民（第7条）

- 自転車の活用等の推進に関する理解
- 関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発
- 国、道、市町村の施策への協力

【保護者】

- 幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育の実施（第18条第2項）

事業者（第8条）

- 事業活動における自転車の活用等の推進
- 事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合は、関連法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨
- 国、道、市町村の施策への協力

【自転車小売業者】

- 自転車損害賠償保険等に関する啓発等（第16条第2項）
- 購入者への防犯登録の必要性等の説明・乗車用ヘルメット着の推奨等（第17条第1項・第2項）

【自転車貸付業者】**【義務】**

- 借受者への必要な情報提供等（第17条第3項）
- 自転車損害賠償等への加入（第16条第3項）

【自転車を事業の用に供する事業者】**【義務】**

- 事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入（第16条第3項）

【学校】

- 児童・生徒・学生への自転車交通安全教育の実施（第18条第1項）

自動車関係団体（第9条）

- 自転車の活用等に関する機運醸成のための活動
- 国、道、市町村の施策への協力